

浦川原区における予約型コミュニティバス実証運行業務受託候補者審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 浦川原区における予約型コミュニティバス実証運行業務の委託に係る受託候補者の選定の審査を厳正かつ公正に行うため、識見を有する人等から意見を聴取する場として浦川原区における予約型コミュニティバス実証運行業務受託候補者審査委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を聴取する事項)

第2条 委員会において意見を聴取する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者を選定するための評価基準に関すること。
- (2) 応募者及び企画提案書の審査に関すること。
- (3) 受託候補者の選定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関して必要なこと。

(意見を聴取する対象者)

第3条 委員会において、意見を聴取する対象者は、次のとおりとする。

- (1) 上越市総合政策部長
- (2) 上越市総合政策部浦川原区総合事務所長
- (3) 上越地域振興局企画振興部地域振興監
- (4) 地域交通について、市民の視点から審査できる者

(報酬及び費用弁償)

第4条 委員の報酬は、日額5,000円とする。また、費用弁償は、委員の自宅から会場までの移動について、公共交通又は自家用車を使用した場合は、次のとおり支給する。

公共交通：現に支払った旅客運賃を支給

自家用車：路程1km当たりにつき22円を支給

- 2 国、県、市、その他申し出のあった委員については、前項に掲げる報酬及び費用弁償を支給しないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会において議事進行を行うため、委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会における参加者（以下「参加者」という。）の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の議事を進行し、参加者の発言を引き出すよう努めるものとする。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合政策部交通政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は令和6年1月4日から施行する。